第四十七条第二項中「以下単に「投票人名簿登録証明書」を「第八十四条第一項において「投票人名簿登録証明書」という。）（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員については、当該選挙人名簿登録証明書。以下この項及び第三章第四節において「投票人名簿登録証明書等」に、「においては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書を提出させなければ」を「投票人名簿登録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類及び当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙を交付した旨。次項において同じ。）を記入しなければ」に改め、同条第三項中「規定する南極投票人証」の下に「（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている投票人については、当該南極選挙人証。以下この項及び第三章第四節において「南極投票人証等」という。）」を加え、「においては」を「には」に、「南極投票人証を提出させなければ」を「南極投票人証等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨を記入しなければ」に改める。

第五十四条中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎをかけた」を「施錠した」に、「かぎは」を「鍵は」に改める。

第五十六条を次のように改める。

（磁気ディスクをもって調製されている投票人名簿又は在外投票人名簿に記録されている事項の送致方法等）

第五十六条　投票管理者は、法第六十九条又は第七十条の規定により投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二　当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法

2　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が投票人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が在外投票人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4　法第六十九条ただし書に規定する投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が投票人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により行った場合であって、市町村の選挙管理委員会が第二項に規定する措置を講じたときとする。

5　法第六十九条ただし書に規定する在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が在外投票人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により行った場合であって、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。

6　前二項の場合（市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。）においては、当該投票管理者は、国民投票の当日、投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類を当該市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

7　第四項又は第五項の場合（市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合に限る。）においては、当該投票管理者は、国民投票の当日、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から消去しなければならない。

第五十八条第二項中「投票管理者」の下に「（指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。次条第二項において同じ。）」を加える。

第五十九条の見出し中「の期日の」を「に関する」に改め、同条第一項中「により」の下に「更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ」に改める。

第九十四条第一項中「を提出し、又は在外選挙人証」を「（その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受けている投票人については、当該在外選挙人証。第三項及び第百一条において「在外投票人証等」という。）」に改め、同条第三項中「、在外選挙人証の提示を受けた場合にあっては」を削り、「在外選挙人証に国民投票である旨、投票用紙及び投票用封筒を交付した旨並びに「在外投票人証等に国民投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日」を「在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」を削り、「対照して」の下に「、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し」を加え、「投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入するとともに、」を削り、「在外投票人証に投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日を記入し、又は在外選挙人証に国民投票である旨並びに投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日」を「在外投票人証等に国民投票の投票用紙及び投票用封筒を発送した旨並びにこれらを発送した年月日（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類、当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙及び投票用封筒を発送した旨並びにこれらを発送した年月日）」に改める。

第百一条第一項中「においては」を「には」に、「在外投票人証又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に改め、同条第二項中「において、」を「には、」に改め、「（当該在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）」を削り、「対照して」の下に「、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し」を加え、「投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入するとともに、」を削り、「在外投票人証に投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日を記入し、又は在外選挙人証に国民投票である旨並びに投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日」を「在外投票人証等に国民投票の投票用紙及び投票用封筒を発送した旨並びにこれらを発送した年月日（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類、当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙及び投票用封筒を発送した旨並びにこれらを発送した年月日）」に改める。

第百三条第一項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十二条第一項の項を次のように改める。

第四十二条第一項	各投票区	指定在外投票区
	投票区の投票所	指定在外投票区の投票所

第百三条第一項の表第四十二条第一項の項の次に次のように加える。

第四十二条第一項第一号	投票区の区域	指定在外投票区
	投票人名簿	在外投票人名簿
第四十二条第一項第二号	投票区の区域	指定在外投票区
	投票人名簿が法第二十条第二項	在外投票人名簿が法第三十三条第二項
	が当該投票人名簿	が当該在外投票人名簿
第四十二条第一項第二号イからハまで	投票人名簿	在外投票人名簿
第四十二条第一項第三号	投票区の区域	指定在外投票区
	投票人名簿	在外投票人名簿
	第二十条第二項	第三十三条第二項